

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」における「ワクチン・検査パッケージ」の活用について

「はこだて割」の実施にあたっては、国が定める「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」および「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に準拠することを助成の要件としています。「ワクチン検査パッケージ」に対応する予定のない事業者は、本事業に参加することができません。

また、利用者のワクチン接種歴や検査結果の確認、チェックイン時の本人確認など、参加事業者において「ワクチン・検査パッケージ」に対応する準備が整う前に「はこだて割」対象商品の販売を開始することは認められませんので、ご注意ください。

1 「はこだて割」対象商品の販売時・チェックイン時等に必要な対応

| 事業者区分 | 対応事項等 |
|--------------|--|
| 宿泊事業者 | <p>【チェックイン時】</p> <p>①ワクチン接種歴またはPCR検査等の検査結果が陰性であることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 2回目のワクチン接種日から14日以上経過していること。 ※ PCR検査等の場合は、検査結果が陰性であり、かつ、チェックインの日が有効期限内（検体採取日から3日以内）であること。 <p>【例】1月4日に検体採取した場合は、1月7日23時59分までにチェックインを行う旅行商品に限り、助成対象とする。（1月8日以降のチェックインは助成対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 旅行会社またはOTAが販売した商品の場合、販売時に確認済みのため、チェックイン時は②本人確認のみ必要 <p>②本人確認（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどの提示）</p> |
| 旅行会社 ・OTA | <p>【販売時】</p> <p>①ワクチン接種歴またはPCR検査等の検査結果が陰性であることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 2回目のワクチン接種日から14日以上経過していること。 ※ PCR検査等の場合は、検査結果が陰性であり、かつ、チェックインの日が有効期限内（検体採取日から3日以内）であること。 <p>【例】1月4日に検体採取した場合は、1月7日23時59分までにチェックインを行う旅行商品に限り、助成対象とする。（1月8日以降のチェックインは助成対象外）</p> <p>②予約受付後、宿泊施設に対し、「はこだて割」の助成を受ける旅行参加者全員の氏名を通知する。</p> <p>【添乗員付きツアー開始時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 添乗員付きツアーの場合は、ツアー開始時に添乗員等が「はこだて割」の適用を受ける旅行参加者全員の本人確認を行い、チェックイン時に宿泊施設のフロントスタッフに本人確認済みである旨報告を行う。 |

| | |
|----|--|
| 民泊 | <p>【鍵の引渡し時】</p> <p>①ワクチン接種歴またはPCR検査等の検査結果が陰性であることの確認</p> <p>※ 2回目のワクチン接種日から14日以上経過していること。</p> <p>※ PCR検査等の場合は、検査結果が陰性であり、かつ、チェックインの日が有効期限内（検体採取日から3日以内）であること。</p> <p>【例】 1月4日に検体採取した場合は、1月7日23時59分までにチェックインを行う旅行商品に限り、助成対象とする。（1月8日以降のチェックインは助成対象外）</p> <p>②本人確認（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどの提示）</p> |
|----|--|

3 確認書類および確認内容

| 区分 | 確認書類 | 確認内容 |
|-----------------|--|--|
| ワクチン接種歴の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証 ・新型コロナワクチン接種記録書 など ※ 上記書類を撮影した画像または写しを提示することも可とする。 | ワクチンを2回以上接種（2回目接種日から14日以上経過）していること |
| 検査結果が陰性であることの確認 | <p>【PCR検査等】※推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または衛生検査所等が発行した検査結果通知書等 ※ 上記書類を撮影した画像または写しを提示することも可とする。 ※ PCR検査等には、LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。 | <ul style="list-style-type: none"> ①検査結果が陰性であること ②チェックインの日が有効期限内（検体採取日から3日以内）であること |
| 本人確認 | 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど（写し等は不可） | 予防接種済証やPCR検査等の結果通知書等が利用者本人のものであること（全員分の氏名、生年月日を確認） |

※ ワクチン接種の対象外となる年齢（12歳未満）の利用者については、助成適用の可否を判断するため、販売時およびチェックイン時に必ず生年月日（年齢）を確認すること。

※ 年齢確認の基準日は、チェックインの日とする。

4 その他留意事項

- (1) 6歳以上12歳未満の児童については、**当該旅行者の居住する都道府県または地域における**、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の適用時に限り、検査結果の陰性の確認を必要とする。
- (2) 未就学児については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査結果の確認を不要とする。
- (3) 助成の適用条件を満たしていることの確認方法等（ワクチン接種歴、検査結果、6歳

- 以上12歳未満、未就学児)について記録し、月次報告等の際に事務局に報告すること。
- (4) 旅行会社およびOTAがインターネット上で販売する対象商品に係る予防接種済証等または検査結果通知書の確認は、画像のアップロード等により実施するものとする。
 - (5) 旅行会社およびOTAは、対象商品の予約・販売時にワクチン接種歴またはPCR検査等の検査結果が陰性であることを確認後、チェックイン時まで、「はこだて割」の助成を受ける旅行参加者全員分の氏名を当該宿泊施設に通知しなければならない。
 - (6) 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が旅行者全員の本人確認を行うものとし、チェックイン時に宿泊施設のフロントスタッフに対し、「ワクチン・検査パッケージ」に基づく本人確認が済んでいる旨の報告を行うものとする。
 - (7) 予防接種済証等または検査結果通知書の確認は、当該書類の写しまたは撮影した画像を提示することも可とする。
 - (8) 本人確認書類は、原本を提示させるものとする。
 - (9) 条件を満たさなかった場合（検査結果が陽性または判定不能であった場合や確認書類を持参しなかった場合等）の対応（割引前の価格での宿泊となること等）について明示すること。
 - (10) 複数人のグループの一部が条件を満たさない場合の対応（条件を満たさない者に限り、割引前の価格での宿泊となること等）について明示すること。
 - (11) 参加事業者において検査管理者を定め、抗原定性検査を実施する場合は、国が定める「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に従い適切に実施すること。